

交通安全

夏の交通安全県民運動

期間 7月11日(火)～20日(木)までの10日間

県内一斉大監視

7月14日(金)

午前7時から午前9時までの間

運動重点

- 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保と保護意識の醸成
- 運転者の安全運転意識の向上及び飲酒運転等の根絶
- 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

問合先 土木課

FAX
441・8387

あま市女性運転者友の会 会員募集！

令和5年中交通事故死者数

| 地 域 | 死者数 |
|---------|-----|
| 愛知県 | 48人 |
| 津島警察署管内 | 3人 |
| あま市 | 0人 |

令和5年4月末現在

問合先 土木課

☎441・7113 FAX441・8387

- 活動内容
年に4回ほど、駅周辺や商業施設などで啓発活動を行っています。
- また、市内保育園において、交通安全を題材にした紙芝居の読み聞かせを行い、園児たちに交通安全の大切さを教えています。
- 参加条件
市内在住の女性 年齢制限なし
年会費500円

興味がある方は、土木課までご連絡ください。

問合先 土木課

FAX
441・8387

交通事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.84

名称

場所 富塚郵便局前の横断歩道

この横断歩道は富塚交差点から100メートルほど西にある。交差点の信号が青に変わつて数秒たつて西へ向かう自動車が横断歩道の手前5メートルに迫つている時、歩行者が渡ってきた。自動車にクラクションを鳴らされたが、走つて行つてしまつた。また、児童が横断歩道を渡ろうと旗を上げた時、無視するだけではなく、スピードを上げ、対向車線にはみ出して交通指導員だけでは防げない。大人が率先してルールを守らなければ。(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



問合先

土木課

☎441・8387

(危険と感じる場所や体験等の情報募集しています)

防犯

防犯カメラ貸し出し

あま市防犯協会では、多発する住宅侵入盗を抑制するため、防犯カメラを区に貸し出します。

対象者 区

貸出条件
・設置場所の土地所有者に、設置の承諾を得ていること。

・設置場所について、事前に防犯協会の確認を受けていること。

・設置場所の区域の区民の合意を得ていること。

貸出について

貸出期間 無期限
貸出台数 区につき2台まで
申請方法

受付
7月3日(月)から31日(月)まで申請書

危機管理課内あま市防犯協会事務局へ提出してください。(設置は、申請者が行うことになります)

台数に制限があるため申請多数の場合には、犯罪発生状況等により貸出先を決定します。

貸出する防犯カメラ

・SDカード録画機を内蔵した防雨型赤外線付カメラ

- あま市女性運転者友の会とは？
あま市女性運転者友の会は、女性ならではの立場や目線で、あま市に交通安全を広めるために結成された団体です。
- あま市女性運転者友の会とは？
あま市女性運転者友の会は、女性ならではの立場や目線で、あま市に交通安全を広めるために結成された団体です。

- ・ミニター
- ・貸出についての注意事項

・防犯カメラに破損がないか定期的に確認し、破損または正常に作動しない状態であることを発見したときは、速やかに報告してください。

・台風などの自然災害により防犯カメラが転倒し、破損する可能性があるときは、破損しないよう必要な措置をしてください。

・設置は区で行ってください。(設置及び維持管理に係る費用は区の負担になります)

問合先 あま市防犯協会事務局(市役所 危機管理課内)

FAX
444-0862

| 手口 | 令和5年4月中認知件数 | 前月比 |
|---------------|-------------|------|
| 侵入盗(空き巣など) | 6件 | +2件 |
| 乗物盗(自動車盗など) | 11件 | +6件 |
| 非侵入盗(車上ねらいなど) | 19件 | +12件 |
| 計 | 36件 | +20件 |

問合先 危機管理課
☎444-0862 FAX441-8330

その他



平和の署名への記帳にご協力を

「平和の署名」の記帳コーナーを市内の各施設に設置します。記帳していただいた署名は、広島県の平和記念資料館へ届けられます。

期間 7月3日(月)～31日(月)

※各施設の休館日を除く。

場所 市役所、美和公民館、甚目寺公民館、七宝公民館、七宝総合体育館、甚目寺総合体育館、七宝焼アートヴィレッジ

問合先 人事秘書課
☎444-1713
FAX
444-1351

18歳になると未成年者取消権による保護を受けられなくなります
～消費トラブルに注意ください～

2022年4月1日の民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられました。成年を迎えると、保護者の同意を得ずにした契約を原則として取り消すことができる未成年者取消権が適用されなくなるため、契約の際にはより一層の注意が必要となります。



海部地域消費生活センターでは、消費者と事業者の間の商品やサービスの契約・解約のトラブルなどについて、専門の相談員が、問題解決のための助言、情報提供、あつせんを行います。相談料不要、秘密厳守です。「困ったな」「おかしなな」と思つたときは、「お早めに」と相談ください。

～困り～どがあつたの海部地域消費生活センターに～相談ください～

問合先 海部地域消費生活センター(月～金曜日 午前9時から午後4時30分まで)
☎0567-230150
商工観光課
☎441-7118

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/safety/1002290/1003836.html#>
FAX 441-8330

